

大口町告示第66号

第2次救急医療対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年5月31日

大口町長 鈴木雅博

第2次救急医療対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

第2次救急医療対策事業費補助金交付要綱（平成22年大口町告示第76号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2次救急医療機関」を「第2次救急医療を行う医療機関」に改め、「(以下「第2次救急医療機関」という。)」を削る。

第3条中「第2次救急医療機関」を「愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院、社会医療法人志聖会総合犬山中央病院及び医療法人医仁会さくら総合病院」に改める。

様式第2中「第2次救急医療機関事業計画明細書」を「第2次救急医療対策事業計画明細書」に改め、同様式別紙中「第2次救急医療機関事業費」を「第2次救急医療対策事業費」に改める。

様式第5中「第2次救急医療機関事業実績明細書」を「第2次救急医療対策事業実績明細書」に改め、同様式別紙中「第2次救急医療機関事業実績明細書」を「第2次救急医療対策事業実績明細書」に、「第2次救急医療機関事業費」を「第2次救急医療対策事業費」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の第2次救急医療対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により行われた補助金申請は、改正後の第2次救急医療対策事業費補助金交付要綱第5条の申請とみなす。